

本總會ハ日本全國ノ労働者ヲ代表スルニシテ其ノ任務ニ  
 一 労働者ノ福利ヲ増進スルニ在リ  
 二 労働者ノ教育ヲ振興スルニ在リ  
 三 労働者ノ生活ヲ改善スルニ在リ  
 四 労働者ノ健康ヲ増進スルニ在リ  
 五 労働者ノ地位ヲ高揚スルニ在リ  
 六 労働者ノ権利ヲ保護スルニ在リ  
 七 労働者ノ團結ヲ鞏固スルニ在リ  
 八 労働者ノ政治的行動ヲ指導スルニ在リ  
 九 労働者ノ国際的聯絡ヲ促進スルニ在リ  
 十 労働者ノ生活文化ヲ振興スルニ在リ  
 十一 労働者ノ政治的行動ヲ指導スルニ在リ  
 十二 労働者ノ生活文化ヲ振興スルニ在リ  
 十三 労働者ノ政治的行動ヲ指導スルニ在リ  
 十四 労働者ノ生活文化ヲ振興スルニ在リ  
 十五 労働者ノ政治的行動ヲ指導スルニ在リ  
 十六 労働者ノ生活文化ヲ振興スルニ在リ  
 十七 労働者ノ政治的行動ヲ指導スルニ在リ  
 十八 労働者ノ生活文化ヲ振興スルニ在リ  
 十九 労働者ノ政治的行動ヲ指導スルニ在リ  
 二十 労働者ノ生活文化ヲ振興スルニ在リ

財団法人協同會大阪支所

第二章 組織

第六條 本總同盟加盟ノ各組合ハ必要ニ應ジ同一産業又ハ同一  
 業ニ従事スル三十名以上ノ労働者ヲ以テ一工場亦ハ一地方ニ  
 支部ヲ設クル事ヲ得

第七條 本總同盟加盟ノ組合ガ近接地域内ニ二團體以上アル場合  
 ハ本總同盟ノ綱領並ニ主張ノ貫徹ヲ期スル爲メニ地方聯合ヲ  
 組織スル事ヲ得

第八條 本總同盟加盟組合及地方聯合會ノ規約ハ中央委員會ノ承  
 認ヲ得ル事ヲ要ス

第九條 本總同盟ハ加盟組合ノ連絡統一ヲ圖ル爲メ全國的産業別  
 聯合並ニ地方同盟ヲ置ク

第三章 機關

第十條 (一) 本總同盟ノ機關ヲ分チテ大會、中央委員會ノ二種トス  
 第十一條 (一) 大會ハ本總同盟ノ最高決議機關トシ毎年一回前年大會